

通学区域制度検証委員会 設置要綱

（設置）

第1条 大分県立高等学校における魅力ある学校の実現に向けて、現行の通学区域制度の在り方について検証するとともに、魅力ある学校づくりや、すべての地域の高校において質の高い教育を提供できる環境について検討するため、通学区域制度検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検証委員会は、大分県教育委員会教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- （1）通学区域制度の在り方に関することについて
- （2）地域の高校の魅力づくり及び教育の質の担保に関することについて

（組織）

第3条 検証委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検証委員会には、委員長1名と副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、検証委員会の議事その他の会務を総括し、検証委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年9月10日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、会議で配布した資料等を、委員長の許可なく公開してはならない。

（庶務）

第6条 検証委員会の庶務は、大分県教育庁高校教育課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検証委員会に諮って別に定める。

附 則

- この要綱は、令和6年9月12日から適用する。
- この要綱は、令和7年1月29日から適用する。
- この要綱は、令和7年5月19日から適用する。